

相馬市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱

平成二十五年九月二十七日

告示第六十六号

改正 令和三年三月三十一日告示第三二号

令和七年三月三十一日告示第三六号

(趣旨)

第一条 この要綱は、相馬市内に存する耐震強度が不足している木造住宅について、相馬市耐震改修促進計画（平成二十一年三月策定）に基づき、耐震改修を行う当該木造住宅の所有者等へ補助金を交付することにより、木造住宅への耐震化対策を促進し、居住の安全と安心を確保するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、相馬市補助金等交付規則（昭和五十年相馬市規則第四号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている「一般診断法」又は「精密診断法」により、木造住宅の地震に対する安全性を診断することをいう。
- 二 耐震基準 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第八条第三項第一号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成十八年国土交通省告示第百八十五号「地震に対する安全上耐震関係規定に準じるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。
- 三 上部構造評点 建築物の各階、各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最小のものをいう。
- 四 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が一・〇未

満の住宅を一・〇以上に補強又は改修する工事をいう。

五 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が〇・七未満の住宅を〇・七以上一・〇未満に補強又は改修する工事をいう。

六 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が〇・七未満の住宅を地震時の倒壊から住宅所有者等の命を守ることを目的に行う部分的な居室の補強又は改修工事で、福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。

七 現地建替工事 耐震診断の結果、上部構造評点が一・〇未満の住宅を解体し、同一敷地内に耐震基準を満たす住宅を新築する工事をいう。

八 道路 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条に規定する道路その他一般の通行の用に供するものをいう。

九 事業者 この要綱の定めにより補助金の交付を受けて、自らが所有する木造住宅の耐震改修工事を行う民間住宅の所有者をいう。

(補助対象住宅)

第三条 補助の対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)

は、相馬市内に存し、かつ、次の各号に掲げる要件すべてに該当するものとする。

一 所有者が自ら居住する専用又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の二分の一以上のもの)であるもの。ただし、用途が住居以外の独立した物置等は除く。

二 建築工事の着手が昭和五十六年五月三十一日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による三階建て以下の既存不適格の戸建て木造住宅

三 平成十七年七月一日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさない木造住宅

四 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。

五 現地建替工事を行う場合にあつては、道路に接する敷地内に

ある木造住宅

- 2 前項の場合において、以前にこの事業による補助金の交付を受けて改修した木造住宅に対しては再び補助金の交付をしないものとする。ただし、過去に簡易耐震改修工事又は部分耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた木造住宅が一般耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第四条 この事業による補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- 一 前条に規定する補助対象住宅の所有者又は居住者で、かつ、一般耐震改修工事、簡易耐震改修工事、部分耐震改修工事(以下「耐震改修工事」という。)又は現地建替工事を行う者。ただし、個人に限る。
- 二 市税等を滞納していない者

(市の補助)

第五条 市長は、予算の範囲内において、木造住宅の耐震改修工事を実施する市民に対して、耐震改修工事に要する経費の一部を補助することができる。

(補助対象経費)

第六条 補助の対象となる経費は、建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者が設計及び工事監理を行う耐震改修工事(耐震改修に伴い必要となる内外装工事等を含む。以下同じ。)又は現地建替工事に要した費用とする。

(補助金の額)

第七条 補助金の額は、次に掲げる耐震改修工事の区分に従い、当該各号に定める額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

- 一 一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の五分の四以内かつ百十五万円以内の額

- 二 簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の五分の四以内かつ六十九万円以内の額
- 三 部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の五分の四以内かつ六十九万円以内の額
- 四 現地建替工事 現地建替工事に要する費用の五分の四以内かつ百十五万円以内の額

2 前項の規定にかかわらず、簡易耐震改修工事又は部分耐震改修工事に係る補助金の交付を受けた後、一般耐震改修工事を行う場合の補助金の額は、当該一般耐震改修工事に係る補助金の額から当該簡易耐震改修工事又は部分耐震改修工事に係る補助金を控除して得た額を上限とする。

(補助金交付申請)

第八条 規則第四条第一項の申請書は、相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書(様式第一号)によるものとし、補助金の交付を受けようとする者(以下この条において「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、耐震改修工事又は現地建替工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- 一 当該住宅の位置図、配置図、補強前後の平面図、基礎伏図及び補強詳細図(現地建替工事を行う場合にあつては、当該住宅の位置図、配置図及び平面図)
- 二 当該住宅の工事着手前の写真
- 三 当該住宅の木造住宅耐震診断報告書の写し
- 四 当該住宅の実施設計耐震計算書
- 五 当該住宅に係る工事請負契約書、見積書等の写し
- 六 耐震改修工事又は現地建替工事を行う者の建築士免許証の写し
- 七 申請者の市税等の滞納がないことを証する書類
- 八 その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第九条 市長は、前条の規定による申請を受理したときはその内容

を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

- 2 規則第七条の規定による交付決定の通知は、相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第二号）によるものとする。
- 3 市長は、第一項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金不交付決定通知書（様式第三号）により通知するものとする。

（変更承認の申請等）

第十条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第六条第一項第一号の規定に基づき、事業内容及び補助金額の変更の承認を受けようとする場合は、相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金変更承認申請書（様式第四号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

- 2 補助事業者が、規則第六条第一項第二号の規定に基づき、中止又は廃止の承認を受けようとする場合は、相馬市木造住宅耐震改修支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第五号）を市長に提出しなければならない。

（申請を取り下げることができる期日）

第十一条 規則第八条第一項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して十五日を経過した日とする。

（実績報告）

第十二条 規則第十三条の規定による実績報告は、相馬市木造住宅耐震改修支援事業実績報告書（様式第六号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について市長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して三十日を経過した日、又は、補助金の交付決定があった日の属する年度の三月三十一日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 一 建築士が発行する住宅耐震改修証明書
- 二 確認済証及び検査済証（現地建替工事を行った場合に限る。）

三 耐震改修に要した費用を証するもの（工事に係る領収書等の写し）

四 補助対象住宅の工事出来型図及び工事出来型写真（施工前、施工中及び施工後のものを各二枚程度）

五 その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第十三条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付額確定通知書（様式第七号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第十四条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定後、速やかに、相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付請求書（様式第八号）を市長に提出し、補助金の支払いを請求するものとする。

（補助金の返還）

第十五条 市長は、偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けた者がいるときは、その者から既に交付した補助金の全部又は一部を速やかに返還させるものとする。

（会計帳簿等の整備等）

第十六条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況が判明する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して五年間保存しておかななければならない。

（書類の提出部数）

第十七条 この要綱による申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、一部とする。

（その他）

第十八条 この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成二十五年十月一日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 相馬市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（令和三年相馬市告示第百号）の一部を次のように改正する。

別表第一相馬市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱（平成二十五年相馬市告示第六十六号）の項を削る。

相馬市長

〒 -

〔住所〕

ふりがな

申込者 〔氏名〕

〔電話〕 () -

相馬市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記の住宅について耐震改修工事の補助を申し込みます。

対象住宅の概要	所在地	
	用途	専用住宅／併用住宅（併用用途： ）
	構造／階数	木造（在来軸組・伝統的・枠組壁）／それ以外 平屋／2階／3階／それ以外
	床面積	1階： m ² 2階： m ² 3階： m ² 合計： m ² （併用面積* m ² ）
	建物建設時期 〔建築確認年月〕	昭和・大正・明治 年 月頃（新築時） 〔昭和 年 月 日（新築時）／不明〕
	耐震診断者	
	耐震診断結果 （上部構造評点）	
工事の概要	工事の種別	一般耐震改修工事／簡易耐震改修工事／部分耐震改修工事 ／現地建替工事
	耐震改修（現地建替）工事期間	年 月～ 年 月
	補助金交付申請額	円（千円未満切捨て）
	耐震改修（現地建替）工事設計者名	
	耐震改修（現地建替）工事監理者名	
	耐震改修（現地建替）工事施工者名	
改修（現地建替工事）後の上部構造評点		
【備考】		
整理番号	-	審査欄

1. 上記【備考】欄には、

- (1) 上記建物において増築・修繕・模様替え・用途変更などがあつた場合、その内容及び時期
- (2) 上記建物が現在空き家の場合、その旨及び使用開始予定時期

※ 併用面積については、合計床面積の内数で記入して下さい。

上記を確認できる書類として、付近見取り図、建築確認通知書の写し又は概略平面図

2. 添付書類

- (1) 当該住宅の位置図、配置図、補強前後の平面図、基礎伏図及び補強詳細図
（現地建替工事の場合にあつては、当該住宅の位置図、配置図及び平面図）
- (2) 当該住宅の工事着手前の写真 (3) 当該住宅の木造住宅耐震診断報告書の写し
- (4) 当該住宅の実施設計耐震計算書 (5) 当該住宅に係る工事請負契約書・見積書等の写し
- (6) 耐震改修工事又は現地建替工事を行う者の建築士免許証の写し
- (7) 申請者の市税等の滞納がないことを証する書類 (8) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第9条関係）

相馬市指令 第 号

住 所
氏 名

相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので、相馬市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

年 月 日

相馬市長



記

交付決定額	円
交付条件等	<p>(1) 補助事業者は、補助金交付申請の内容の変更又は事業を中止しようとする場合は、あらかじめ、市長の承諾を受けなければならない。</p> <p>(2) 事業完了後は、相馬市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱第12条の規定により、工事が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定があった日に属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書（様式第6号）（以下「実績報告書」という。）を提出しなければならない。</p> <p>(3) 事業完了後に提出された実績報告書等を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。</p>

様式第3号（第9条関係）

相馬市指令 第 号

住 所
氏 名

相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、次のとおり交付しないことに決定しましたので、相馬市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱第9条第3項の規定により通知します。

年 月 日

相馬市長



記

- 1 不交付の決定をする住宅
住宅の所在地
住宅の所有者氏名
- 2 不交付と決定した理由

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、相馬市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、相馬市を被告として（訴訟において相馬市を代表する者は相馬市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

年 月 日

相馬市長

補助事業者
住 所

氏 名

相馬市木造住宅耐震改修支援事業実績報告書

相馬市木造住宅耐震改修支援事業について事業が完了したので、相馬市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱第12条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助金交付決定額及びその実績額

補助金交付決定額 円

補助金実績額 円

2 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

3 添付書類

- (1) 建築士が発行する住宅耐震改修証明書
- (2) 確認済証及び検査済証（現地建替工事を行った場合に限る。）
- (3) 耐震改修に要した費用を証するもの（工事に係る領収書等）
- (4) 補助対象住宅の工事出来型図及び工事出来型写真（施工前、施工中及び施工後のものを各2枚程度）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第13条関係）

相馬市指令 第 号

住 所
氏 名

相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金については、相馬市木造住宅耐震改修支援事業実施要綱第13条の規定により、下記のとおりその額を決定しましたので、通知します。

年 月 日

相馬市長



記

- | | |
|----------|---|
| 1 確定補助金額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |

年 月 日

相馬市長

補助事業者
住 所
氏 名

印

相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け相馬市指令 第 号で交付決定を受けた相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1. 補助金交付決定額 円
2. 補助金請求額 円
3. 事業完了年月日 年 月 日
4. 補助金支払方法（口座振込）
金融機関
口座名義人
口座種類
口座番号